人事委員会規則七

九五

人事委員会規則七 三九

人事委員会

第二千三百号

平成十六年(金曜日)

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則 (薬務衛生課) ... 規 目 則 次

青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規 字区域の変更...... 告 示 振市 興町 課村 : =

保安林の指定解除予定...... 保安林の指定予定...... 都市計画事業計画の変更認可...... 林 (都市計画課) ... 同政 課 :

程を廃止する規程......

(商工政策課) ...

≕.

 \equiv

 \equiv

끄디

青

(開発課) _ : 껃띡

争議行為の通知の公表.

公

告

の一部を改正する規則...... (初任給、昇格、昇給等の基準) (グルー プ) …(任用・給与)

껃

(調整手当) の一部を改正する規 Ħ.

同

公安委員会

型式の検定適合遊技機 企生 画課) …

規

則

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第六号

青森県小規模水道規制条例施行規則 (昭和四十八年五月青森県規則第三十六号) の

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則

第三条中「平成四年厚生省令第六十九号」を「平成十五年厚生労働省令第百一号」 部を次のように改正する

に改める。

づき厚生労働大臣が定める方法 (平成十五年七月二十二日厚生労働省告示第二百六十 号)に定める」に改める。 第五条第五項中「省令の表の下欄に掲げる」を「水質基準に関する省令の規定に基

ン酸カリウム消費量)」を「有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) 」に改め、 一号を次のように改める。 大腸菌、 第十条第一項第一号中「大腸菌群、 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン」に、「有機物等 (過マンガ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン」を 同項第

一 省令の表の上欄に掲げる事項 (前号に掲げるものを除く。) のうち周辺の水質 検査結果等により知事が必要と認めるもの

を「感染症」に改める。 う」を「行う」に改め、同条第四項中「行なわれた」を「行われた」に、「伝染病」 改め、同条第三項中「行なつた」を「行つた」に、「伝染病」を「感染症」に、「行な 第十一条第一項及び第二項中「行なう」を「行う」に、「伝染病」を「感染症」に

附

OC)の量)」に改める部分に限る。)は、平成十七年四月一日から施行する。 正規定 (「有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) 」を「有機物 (全有機炭素 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の改

県

森

青

Y座標 ・ 一六六二一・二五メートル			Y座標 - 一六五四〇・七七メートル
X座標 +ーー九七ーー・六九メートル	点	区五	五 点 メ座標 + 一一九六九九・七九メートル
		(五四〇林班へ「小班)	Y座標 - 一六五一九・
Y座標 - 一六六三〇・五八メートル			四 点 X座標 + 一九七〇五・〇五メートル
X座標 +一一九七一〇・二五メートル	点	五	Y座標 · 一六五〇四・四〇メートル
Y座標 - 一六六四八・六五メートル			三 点 X座標 + 一一九七一一・六六メートル
X座標 +一一九七〇一・二三メートル	点	区六	(五四〇林班へ「小班)
Y座標 ・ 一六六六一・三二メートル			Y座標 ・ 一六四八六・三二メートル
X座標 +一一九六八九・六一メートル	点	区七	二 点 X座標 + 一一九七一四・三一メートル
			Y座標 ・ 一六四六五・三三メートル
・三五メー	点	区八	一 点 X座標 + 一一九七一五・四四メートル
Y座標 - 一六六七六・九一メートル			Υ座標 · 一六四四二・○三メートル
X座標 +一一九七〇六・七三メートル	点	区九	一一四三 点 X座標 +一一九七一七・二七メートル
Y座標 - 一六六八一・二五メートル			Y座標 ・ 一六四四四・二三メートル
X座標 +一一九七一○・○五メートル	点	区九イ	一四二点 ×座標 + 一一九七三九・四六メートル
Y座標 ・ 一六六八一・七〇メートル			(五四〇林班ほ‐小班)
+	点	Ξ	の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字石浜字塩越に編入する。
Y座標 ・ 一六六六三・二一メートル			二の点から区一 = 界二の点までの点を順次連結する線及び一一四二の点と区一 = 界二
X座標 +ーー九六八二・三六メートル	点	Ξ	(平成十四年告示第九号) で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の一一四
		(五四〇林班は¬小班)	和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示
Y座標 ・ 一六六四九・〇二メートル			東津軽郡蟹田町大字石浜字塩越国有林五四〇林班ば・ぼ・べ小班で、測量法 (昭
X座標 +ーー九六九六・二六メートル	点	Ξ	
Y座標 - 一六六二九・三五メートル			
X座標 +一一九七〇七・ハーメートル	点	-0	平成十六年三月十二日
Y座標 - 一六六一六・七四メートル			項の規定により告示する。
X座標 +一一九七〇二・八四メートル	点	九	田町長から蟹田町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二
Y座標 - 一六六〇四・七〇メートル			11
X座標 +一一九六九二・五三メートル	点	八	
•			青株果告示第百六十五号
•	点	七	
•			
X座標 +一一九六九八・一八メートル	点	六	

青森県告示第百六十六号

X <u>X</u> X E 区四 点 点 点 点 X座標 Y 座標 X座標 X 座標 Y 座標 Y座標 X 座標 + | 九七〇五・ | 八メートル + - - 九七〇二・六一メートル + - - 九六九四・ - - メートル + | 九六九六・ | 二メートル 一六五三〇・二三メートル 一六五五四・三八メートル 一六五八三・五四メートル 一六五九九・六四メートル

一=界三 点 Y 座標

X

X 座標 Y 座標 + | | 九七 | 八・七八メートル 一六五〇二・六三メートル

(五四○林班ほ⁻小班

区一=界二

点

Y 座標 X 座標 + | |九七 | 九・ | 六メートル 一六四七〇・〇五メートル

ように定める。 青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規程を廃止する規程を次の

平成十六年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規程を廃止する規程

森県告示第三百八十四号) は、 青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規程 (昭和三十九年五月青 廃止する。

この規程は、 告示の日から施行する。

青森県告示第百六十七号

|百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成十六年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

三の二地先・三四地先 (以上六筆地先国有林。 久田字下倉七七から八一まで、八三、字桐の沢一一五 西津軽郡岩崎村大字正道尻字小磯一五地先・二九地先・三〇地先・三一地先・三 次の図に示す部分に限る。)、大字

二 保安林指定の目的

Ξ

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(___) 次のとおりとする。 立木の伐採の限度

(「次の図」及び「次のとおり」 Ιţ 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十八号

通知があったので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ り告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

平成十六年三月十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(-)解除予定保安林の所在場所

上北郡十和田湖町大字奥瀬字尻辺山一 (国有林。 次の図に示す部分に限る。)

(___) 保安林として指定された目的

水源のかん養

二 解除予定保安林の所在場所道路用地とするため 保安林を解除しようとする理由

公衆の保健

公民をはいる。
保安林として指定された目的

上北郡十和田湖町大字奥瀬字尻辺山一 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(___)

道路用地とするため保安林を解除しようとする理由

<u>(</u>

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田湖町役場

青森県告示第百六十九号

いて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。計画緑地事業の事業計画の変更を平成十六年三月四日認可したので、同条第二項にお都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、板柳都市

平成十六年三月十二日

森

県

青森県知事 三 村 申

吾

施行者の名称

板柳町

青

都市計画事業の種類

板柳都市計画緑地事業 (緑道一号中央アップルモール)

三 事業施行期間

平成十三年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

- 収用の部分

内の一部を加え、大字福野田字本泉及び字実田並びに大字板柳字土井地内におい平成十三年四月一日青森県告示第二百三十九号の事業地に大字福野田字増田地

2 使用の部分で事業地を変更する。

平成十三年四月一日青森県告示第二百三十九号の事業地の大字福野田字本泉、

字増田及び字実田並びに大字板柳字土井地内において事業地を変更する。

公

볃

争議行為の通知の公表

行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施長山本公行から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の青森市大字大野字山下一四三の七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員

平成十六年三月十二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

争議行為の目的

賃金引き上げと雇用の確保、労働条件の改善等

争議行為をなす日時

平成十六年三月十八日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一

八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

争議行為の概要

Д

じめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。 右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をは

事 委 員 会

平成十六年三月十二日

青森県人事委員会委員長増田孝介

則 人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規

する。 人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を次のように改正 人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を次のように改正

第三十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。第三十七条第四号の三中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

图目

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七(九五(調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十二日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 九五 (調整手当) の一部を改正する規則

第三条の次に次の見出し及び一条を加える。 人事委員会規則七 九五 (調整手当) の一部を次のように改正する。

(条例第九条の四の規定による調整手当)

《ヨンける。 第三条の二 条例第九条の四第一項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場

なるとき。

次に掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けるときに、当該別表に掲げる地域に引き続き一年以上の期間在勤していたものとしていた期間に限る。)を給料表の適用を受ける正ととなつた日(以下「適用日」という。)前の次に掲げる者として用を受けることとなつた日(以下「適用日」という。)前の次に掲げる者としてのいた期間に限る。)を給料表の適用を受けるいるい場合であつて、給料表の適用を受けるときに、当該別表に掲げる地域に引き続き一年以上の期間在勤していない場合であつて、給料表の適用を受けるに掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けるなるとき。

国又は他の地方公共団体の職員

ロ 公庫等の職員

- 八年四月青森県条例第五号)の適用を受ける者八年四月青森県条例第五号)の適用を受ける者に関する条例 (昭和二十八)単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和二十
- 二 イから八に掲げる者のほか、人事委員会がこれらに準ずる者であると認める
- 前号に掲げる場合のほか、人事委員会がこれに準ずる場合であると認める場合
- の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。条例第九条の四第一項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合

2

- 掲げる地域に係る条例第九条の二第二項各号に掲げる割合前項第一号に掲げる場合(当該異動又は移転の日の前日に在勤していた別表に
- る創合 一 前項第二号に掲げる場合 人事委員会が前号の割合に準ずる割合であると認め

第四条の前の見出しを削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、冒る割合

で削る。 第五条中「次に」を「第三条の二第一項第一号イから二までに」に改め、 号中「三年未満」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第七条中「又は第九条の三」を「、第九条の三又は第九条の四」に改める。「者」を「職員」に、「認めるもの。」を「認める職員」に改める。に、「もの。」を「もの」に改め、同項第二号中「掲げるもの」を「掲げる職員」に、いう。)前三年」を「適用日前二年」に、「前条各号に掲げる」を「前条に定める」第六条第一項第一号中「給料表の適用を受けることとなつた日(以下「適用日」と

所則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置) この ラミロガー 日がらかる

四条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは「職員の給与に関する条改正後の人事委員会規則七 九五 (調整手当) (以下「改正後の規則」という。) 第九五 (調整手当) 第六条の適用を受ける職員に対する調整手当の支給期間に関するける職員及び次項の規定により読み替えて適用される改正後の人事委員会規則七七十一号) 附則第七項の規定により読み替えて適用される改正後の職員の給与に関2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年十一月青森県条例第

例の一部を改正する条例 (平成十五年十一月青森県条例第七十一号) 附則第七項の 一年

規定により読み替えて適用される条例」と、 在勤期間二年以上 二年 在勤期間一年以上二年未満

とあるのは 在勤期間二年以上三年未満 在勤期間三年以上 当該異動等の日から三年を経過する日又は平 在勤期間 一年以上二年未満 当該異動等の日から二年を経過する 当該異動等の日から一年を経過する

日までの期間

日までの期間

成十八年三月三十一日のいずれか早い日までの期間

とする。

3 中 るのは「三年」と、「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、同条第二項第一号 森県条例第七十一号) 附則第七項の規定により読み替えて適用される条例 (以下 とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成十五年十一月青 後の規則第六条の規定の適用については、 規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する改正 この規則の施行の際現に改正前の人事委員会規則七 「読替え後の条例」という。) 第九条の四第二項」と、同項第一号中「二年」とあ 「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。 同条第一項中「条例第九条の四第二項」 九五 (調整手当) 第六条の

4 ては、同条第二項の規定に準じて支給する。 を具備することとなる職員に限る。) に対する当該支給要件に係る調整手当につい 職員に該当することとなる職員 (この規則の施行の日前に同項に規定する支給要件 ち までの間に人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったもののう 第五条に定める者であった者でこの規則の施行の日から平成十八年三月三十一日 前項の規定により読み替えて適用される改正後の規則第六条第一項に規定する

5 員会が定める 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十五号

により告示する。 六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、 機の認定及び型式の検定等に関する規則 号) 第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二 (昭和六十年国家公安委員会規則第四号) 第 同規則第九条第一項の規定

平成十六年三月十二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

-	"	"	"	"	"	"	"	11	11	11	ぱちんこ遊技機	遊技機の種類
	CRがんばれ	CRがんばれ	CRナンタNH	CRモナキスト	○R横山やすし伝説∨	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	CRブルースリーY	CRエビンチュW	C R マー メイン	C R マー メイン	CRマー メイドザブーンHN	型
	CRがんばれ!!ロボコンMB	CRがんばれ!!ロボコンMA	П	F	伝説V	O 伝 説 T	Y Y	W	CRマーメイドザプーンST	CRマーメイドザプーンFN	rザブーン H N	式名
-	11	株式会社ニューギン	株式会社銀座	奥村遊機株式会社	II	豊丸産業株式会社	n n	株式会社高尾	n	n .	サミー 株式会社	製造業者又は輸入業者名

"	11	回胴式遊技機
デジガムR 30	デジガムR	ガメラハイグレー ドビジョン
"	ベルコ株式会社	株式会社ロデオ

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭| 毎週月・水・金曜日発行